

柏市

Kashiwa City

おくやみ ガイドブック

～死亡に伴う各種手続きのご案内～

ご遺族支援コーナーは予約制です。
ご予約は下記の電話番号までご連絡ください。

ご予約ください

☎ 04 - 7167 - 1128

柏市市民課コールセンター

(予約受付 平日 8：30～17：00)

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

柏市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続について、少しでも分かりやすく進めていただけるようガイドブックを作成いたしました。

このガイドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

ご遺族支援コーナーのご案内

ご遺族支援コーナーでは、身近な人が亡くなられた後の市役所での各種手続についてお手伝いやご案内をさせていただきます。ご利用される際は、来庁前にご予約をお願いいたします。

なお、ご利用には事前に死亡届の提出が必要です。

予約方法について

● 電話予約 柏市市民課コールセンター

電話番号：04-7167-1128

FAX 番号：04-7160-1036

受付時間：平日 8 時 30 分～ 17 時

※「ご遺族支援コーナーについて」とお伝えください。



※手続は、ご遺族支援コーナーを利用せず、各課の窓口で直接することも可能です。

ご遺族支援コーナー利用の流れ

ご遺族支援
コーナー
へ電話



ご遺族支援
コーナーより
必要な手続
をご案内



日時の予約



お電話で亡くなられた方とご遺族の方の情報を聞き取り後、必要な手続をお調べします。
なお、手続の確認にはお時間をいただく場合がございます。

必要な手続が確定しましたらご遺族支援コーナーよりご遺族の方にお電話させていただきます。その際に、手続の詳細や持ち物についてご案内します。

ご遺族支援コーナーを利用される場合は空いている日程をご案内します。同コーナーを利用せずに窓口で直接お手続いただくことも可能です。

来庁時の持ち物について

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類 (下記「本人確認書類について」参照)

※亡くなられた方の必要書類やその他持ち物等については、各種手続 (P.7 から P.27) をご覧ください。

本人確認書類について

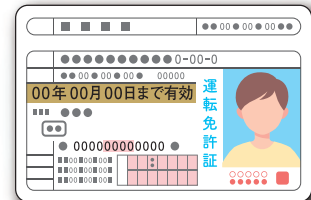
- 1点で本人確認できる書類 (顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、各種年金手帳、学生証 など

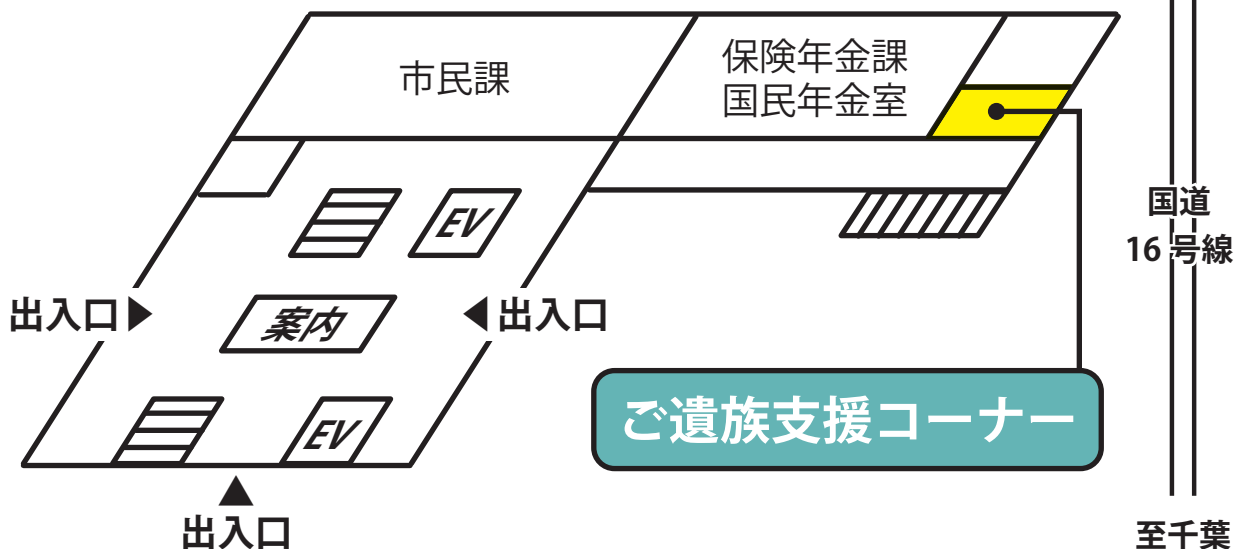
※有効期限内のものに限ります。



ご遺族支援コーナー案内図

場 所：柏市役所本庁舎 1 階 (柏市柏 5 丁目 10 番 1 号)

本庁舎 1 階



死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

市役所以外での主な手続

相続について

委任状

区分	手続が必要な場合	☒	主な手続	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主であった	☐	世帯主の変更	市民課	P.7
年金	国民年金に加入していた 国民年金を受給していた	☐	国民年金の手続 ●未支給年金の請求 ●死亡一時金の請求 ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求	国民年金室	P.8～9
医療	国民健康保険に加入していた	☐	国民健康保険の手続 ●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請	保険年金課	P.10
	後期高齢者医療制度に加入していた	☐	後期高齢者医療制度の手続 ●葬祭費の支給申請 ●書類の送付先設定(必要な方のみ)		P.11
介護保険	65歳以上又は介護認定(申請中含む)を受けていた	☐	介護保険の手続 ●各種証の返還 ●書類の送付先設定(必要な方のみ)	高齢者支援課	P.12
	在宅福祉サービス・緊急通報システムを利用していた	☐	高齢者等在宅福祉サービスの手続 ●緊急通報システム機器返却対応(市の委託業者より電話)		P.13
障がい	各種障害者手帳を有していた	☐	各種障害者手帳の返納	障害福祉課	P.14
	その他障がいに関わる各種手当・助成を受けていた	☐	その他手当・助成の手続		
税金	固定資産(土地・家屋)を有していた	☐	固定資産税に関する手続 ●現所有者(相続人代表者) 申告書の提出	資産税課	P.15
	市・県民税・森林環境税を課税されていた	☐	市・県民税・森林環境税に関する手続 ●相続人の代表の届出	市民税課	
	原動機付自転車(125cc以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を有していた	☐	原動機付自転車等に関する手続 ●廃車・名義の変更		収納課
	市税を口座振替で納めていた	☐	納税に関する手続 ●口座振替の変更		

区分	手続が必要な場合	☑	主な手続	担当課	参照ページ
こども	子ども医療費助成制度を受けていた	☐	子ども医療費助成制度の手続 (受給者) ●保護者の変更	こども福祉課	P.17
	児童手当を受給していた	☐	児童手当の手続 (受給者) ●認定請求書の提出、未支給額の請求		
	児童扶養手当を受給していた	☐	児童扶養手当の手続 (児童) ●資格喪失の届出又は額改定の届出 (受給者) ●受給者死亡届の提出、未支給額の請求		
	ひとり親家庭等医療費等助成制度を受けていた	☐	ひとり親家庭等医療費等助成制度の手続 ●喪失届の提出		P.18
	ひとり親家庭になった	☐	ひとり親家庭への支援 ●各種支援策の申請		
	ひとり親家庭になった場合など	☐	経済的に困りの家庭への支援 ●就学援助の申請	学校教育課	
	こどもルーム(学童保育)を利用していた	☐	こどもルーム(学童保育)の手続 ●保護者の変更の届出 ●口座振替の変更 ●減免制度の申請 ●退所届の提出	学童保育課	P.19
	認可保育園を利用していた	☐	認可保育園の手続 (児童) ●退園の手続 (保護者) ●保護者代表者の変更の届出、 口座振替の変更	保育運営課	
	小児慢性特定疾病の助成を受けていた	☐	小児慢性特定疾病の手続 ●消滅届の提出	地域保健課	
くらし	水道を利用していた	☐	水道の手続 ●使用中止又は名義変更	料金課	P.20
	井戸水を使用している世帯で、下水道に接続していた	☐	下水道の手続 ●使用中止又は使用者及び使用人数の変更		
	し尿処理(くみ取り)を申し込んでいた	☐	し尿処理の手続 ●使用中止又は名義変更	環境サービス課	
	浄化槽(し尿処理等)を利用していた	☐	浄化槽(し尿処理等)の手続 ●使用休止又は管理者変更	環境政策課	P.21
	有効期限が残っているパスポートを有していた	☐	パスポートの手続 ●パスポートの失効手続	パスポートセンター	

死亡に伴う各種手続チェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	手続が必要な場合	☑	主な手続	担当課	参照ページ
くらし	被爆者健康手帳を有していた	☐	被爆者健康手帳に関する手続 ●被爆者健康手帳の返却 ●葬祭費の申請	福祉政策課	P.22
	特定医療費(指定難病)の助成を受けていた	☐	特定医療費(指定難病)の手続 ●消滅届の提出	保健予防課	
	市営住宅に入居していた	☐	市営住宅の手続 ●市営住宅明渡し手続 ●市営住宅承継入居承認手続 ●市営住宅同居者異動の申出	住宅政策課	P.23
	市営駐輪場の定期利用をしていた	☐	駐輪場定期利用の解約	自転車対策室	
	森林を所有していた	☐	森林所有の届出	農政課	P.24
	農地を所有していた	☐	農地所有の届出	農業委員会事務局	P.25
	免許証(医師、看護師、薬剤師等)を有していた	☐	各種免許証の返還(医療従事者)	総務企画課	
	犬を飼育していた	☐	犬の登録事項(所有者情報)の変更	動物愛護ふれあいセンター	P.26

その他各種相談先

内容	開催日	ご予約について	問い合わせ先
法律相談 (相続等の相談に 弁護士が対応)	①毎週月・水・木曜日 (毎月第2水曜日を除く) 9:30～15:30 ②毎月第2水曜日 18:15～20:40	毎週木曜日(祝日・年末年始の 場合は要確認)の9:00～翌週 分を先着順にて受付	広報広聴課 ☎ 04-7167-1119
司法書士による 相談 (相続登記・遺言 等の相談)	①毎月第2火曜日 13:00～15:00 ②偶数月第3火曜日 10:00～15:00	毎月1日から当月分を先着順 にて受付 【受付時間】 平日13:00～16:00 (土日祝日の場合は翌営業日)	千葉司法書士会柏支部 ☎ 070-3873-5237 (土日祝日、年末年始を 除く)
税理士による税 務相談 (相続等に係る 税金の相談)	①毎月第2金曜日 13:00～17:00 ②1月、2月の第3金曜日、 3月の第1金曜日 13:00～17:00	毎月1日の9:00～ 当月分を先着順にて受付 (土日祝日の場合は翌営業日)	広報広聴課 ☎ 04-7167-1119
行政書士による 相談 (相続手続・遺 言・遺産分割等 の相談)	毎月第4火曜日 13:00～16:00	毎月1日から当月分を先着順 にて受付 【受付時間】 平日9:30～13:00 (土日祝日の場合は翌営業日)	広報広聴課 ☎ 04-7167-1119 (担当する行政書士の 連絡先をお知らせします。)
おいじたくあんしん 相談室 (遺言・相続・成 年後見・ライフプ ランの相談)	①毎月第2・4金曜日 9:00～12:00 【場所】市役所相談室 ②毎月第3金曜日 9:00～12:00 【場所】沼南庁舎相談室	毎月1日から当月分を先着順 にて受付 【受付時間】 平日9:00～ (土日祝日の場合は翌営業日)	おいじたくあんしんねっと ☎ 050-5236-3800

※税理士による税務相談を除く各種相談については、柏市内在住・在勤の方が対象となりますのでご注意ください。

※税理士による税務相談については、柏市、野田市、我孫子市内在住・在勤の方が対象となります。(ただし、開催日②については、柏市内在住・在勤の方のみ)

1. 住民登録に関する手続

①世帯主の変更

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	×	○	○
	問い合わせ先		
故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に世帯員が2人以上いるときは、世帯主変更の手続をしてください。	市民課 本庁舎 1 階		
	☎ 04-7167-1128		
必要なもの	期 限		
☐ 届出人（本人又は同一世帯員）の本人確認書類 代理人（本人又は同一世帯の方以外）が手続をする場合は委任状と代理人の本人確認書類をお持ちください。 ※印鑑登録証やマイナンバーカードを所有していた場合は、裁断し、ご自身で処分してください。 なおマイナンバーは、相続等の手続に必要な場合がございますので、ご注意ください。	亡くなった日から14日以内		

MEMO

2. 国民年金の手続

年金の手続は故人の加入状況等によって異なりますので、事前に国民年金室にお問い合わせください。

① 未支給年金の請求

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当する場合は、亡くなった月の分まで未支給年金として受け取ることができます。 ・年金受給者である故人と生計を同じくしていた。 ・配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族	×	○	×
	問い合わせ先 国民年金室 本庁舎 1 階 ☎ 04-7167-1130		
必要なもの	期 限		
☐ 請求者の戸籍謄本もしくは法定相続情報一覧図の写し ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 故人の年金証書 ☐ 故人と請求者の住所が別の場合は「生計同一関係に関する申立書」が必要です。	亡くなった後速やかに (時効は5年)		

② 死亡一時金の請求

(年金を受けることなく亡くなられた方の遺族に支払われる一時金)

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
国民年金加入中に3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなったとき、ご遺族が次に該当する場合死亡一時金として受け取ることができます。 ・故人と生計を同じくしていた。 ・配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹	×	○	×
	問い合わせ先 国民年金室 本庁舎 1 階 ☎ 04-7167-1130		
必要なもの	期 限		
☐ 請求者の戸籍謄本もしくは法定相続情報一覧図の写し ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 故人と請求者の住所が別の場合は「生計同一関係に関する申立書」が必要です。	亡くなった後速やかに (時効は2年)		

2. 国民年金の手続

年金の手続は故人の加入状況等によって異なりますので、事前に国民年金室にお問い合わせください。

③遺族基礎年金の請求

(国民年金加入中・受給中の方が亡くなられたとき)

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が国民年金加入中、又は老齢基礎年金受給中、又は保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が 25 年以上ある方が死亡したとき、ご遺族が次に該当する場合遺族基礎年金として受け取ることができます。 ・「子のある配偶者」又は「子」 ※「子」とは 18 歳到達の年度末までの子又は 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級もしくは 2 級の障害状態にある子	×	○	×
	問い合わせ先 国民年金室 本庁舎 1 階 ☎ 04-7167-1130		
必要なもの	期 限		
☐ 請求者の戸籍謄本もしくは法定相続情報一覧図の写し ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 死亡診断書の写し ☐ 請求者の預金通帳 ※上記以外の書類が必要になる場合があります。事前にお問い合わせください。	亡くなった後速やかに (時効は5年)		

④寡婦年金の請求

(夫を亡くした妻が60歳から65歳になるまで受給できる年金)

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が 10 年以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）があり老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなったとき、ご遺族が次に該当する場合寡婦年金として受け取ることができます。 ・死亡した夫に生計を維持されていた。 ・故人と婚姻関係が 10 年以上ある 60 歳から 65 歳未満である妻	×	○	×
	問い合わせ先 国民年金室 本庁舎 1 階 ☎ 04-7167-1130		
必要なもの	期 限		
☐ 請求者の戸籍謄本 ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 死亡診断書の写し ☐ 請求者の預金通帳	亡くなった後速やかに (時効は5年)		

3. 国民健康保険に加入していた

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続をしてください。

① 各種証の返還

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
国民健康保険被保険者証(※)・各種認定証等を返還してください。 ※故人の被保険者証を病院の精算等で使用するなど、速やかに返還できない場合は、細かく切って処分するか、後日保険年金課、沼南支所、各出張所、柏駅前行政サービスセンターの窓口へ返還してください。	○	○	○
	問い合わせ先 保険年金課 本庁舎 1 階 ☎ 04-7191-2594		
必要なもの	期 限		
☐ 被保険者証 ☐ 各種認定証	亡くなった後速やかに		

② 葬祭費の支給申請

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方(施主又は喪主)に葬祭費(5万円)が支給されます。 ※社会保険等に参加していた方が退職後3か月以内に亡くなった場合は、加入していた健康保険からの支給(金額は健康保険により異なる)を選択することができます。その場合は、該当の健康保険にご申請ください。柏市のホームページからも申請できます。 	○	○	○
	問い合わせ先 保険年金課 本庁舎 1 階 ☎ 04-7191-2594		
必要なもの	期 限		
☐ 葬儀費用の領収書又は会葬礼状(亡くなった方と、施主又は喪主の方の名前の記載があるもの) ただし、火葬領収書の場合は別途申立書の提出が必要となるため、保険年金課までお問い合わせください。 ☐ 施主又は喪主名義の口座情報	葬祭を行った日の翌日から2年以内		

MEMO

4. 後期高齢者医療制度の手続

故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、次の手続をしてください。

① 葬祭費の支給申請

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費(5万円)が支給されます。 下記の持ち物をお持ちいただき、保険年金課に申請をお願いします。 ※被保険者証、各種認定証の返還の必要はありません。病院での精算後に裁断し、ご自身で処分してください。	○	○	○
	問い合わせ先 保険年金課 本庁舎 1 階 ☎ 04-7191-2594		
必要なもの	期 限		
☐ 葬祭を行ったこと・葬祭を行った方(喪主)を確認できるもの(葬祭費用の領収書又は会葬礼状) ☐ 葬祭を行った方(喪主)の口座情報	葬祭を行った日の翌日から2年以内		

② 書類の送付先設定(故人宛の住所で郵便が受け取れない方のみ)

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
後期高齢者医療保険料額の変更や還付等について、後日書類を送付する可能性があります。 ※被保険者証、各種認定証の返還の必要はありません。病院での精算後に裁断し、ご自身で処分してください。	○	○	×
	問い合わせ先 保険年金課 本庁舎 1 階 ☎ 04-7191-2594		
必要なもの	期 限		
☐ 送付先となる方の名前と住所がわかる身分証明書(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)	亡くなった後速やかに		

5. 介護保険の手続

故人が 65 歳以上又は介護認定（申請中含む）を受けていた場合、次の手続をしてください。

① 各種証の返還

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	○	○	○
故人が下記の証書を所持していた場合、返還してください。 ※要介護・要支援認定申請中だった方は、ご連絡ください。	問い合わせ先		
	高齢者支援課 別館 2 階 ☎ 04-7167-1022 ☎ 04-7167-1135		
必要なもの	期 限		
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証・負担限度額認定証（交付されていた場合のみ）	亡くなった後速やかに		

② 書類の送付先設定(故人宛の住所で郵便が受け取れない方のみ)

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	○	○※	×
● 65 歳以上の方は介護保険料額の変更や還付等について書類送付の可能性があります。 ● 高額介護サービス費を故人の口座で受け取っていた場合、振込口座の変更について文書を郵送します。 ※沼南支所は高額介護サービス費手続は不可	問い合わせ先		
	高齢者支援課 別館 2 階 送付先の設定・保険料 ☎ 04-7167-1022 高額介護サービス費 ☎ 04-7167-1135		
必要なもの	期 限		
☐ 送付先となる方の名前と住所がわかる身分証明書（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど）	亡くなった後速やかに （保険料の還付や高額介護サービス費受け取りの効効は2年）		

5. 介護保険の手続

故人が 65 歳以上又は介護認定（申請中含む）を受けていた場合、次の手続をしてください。

③ 高齢者等在宅福祉サービスの手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	×	×	×
	問い合わせ先		
ご遺族の方からの手続は不要です。故人が緊急通報システムを利用していた場合、機器の返却が必要です。後日、緊急連絡先として登録のある方へ、市の委託業者より返却についてお電話しますので、ご対応ください。	高齢者支援課 別館 2 階		
	☎ 04-7167-1135		
必要なもの	期 限		
無し	—		

MEMO

6. 障がいに関する手続

① 各種障害者手帳の返納

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	○	○	×
故人がいずれかの手帳を所持していた場合、手帳を返納してください。 ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳	問い合わせ先		
	障害福祉課 別館 2 階 ☎ 04-7167-1136		
必要なもの	期 限		
☐ 亡くなった方の障害者手帳	亡くなった後速やかに		

② その他手当・助成の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	○	○	×
故人が自立支援医療・重度心身障害者医療・福祉手当・福祉サービス等のいずれかの手当・助成を受けていた場合、手続が必要となります。	問い合わせ先		
	障害福祉課 別館 2 階 ☎ 04-7167-1136		
必要なもの	期 限		
※各種制度により、必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	亡くなった後速やかに		

MEMO

7. 税に関する手続

① 固定資産税に関する手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が固定資産（土地・家屋）を有していた場合、現所有者（相続人代表者）申告書の提出をしてください。また、柏市のホームページからも申請できます。 ※沼南支所は申告書提出のみ可（内容については資産税課にお問い合わせください。）	○	○※	×
	問い合わせ先 資産税課 本庁舎 2 階 ☎ 04-7167-1125		
必要なもの	期 限		
無し	亡くなった後速やかに		

② 市・県民税・森林環境税に関する手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が市・県民税・森林環境税を課税されていた場合、相続人の代表の届出をしてください。	○	×	×
	問い合わせ先 市民税課 本庁舎 2 階 ☎ 04-7167-1124		
必要なもの	期 限		
☐ 相続人代表者の本人確認書類	亡くなった後速やかに		

MEMO

③原動機付自転車等に関する手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が原動機付自転車(125cc以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を有していた場合、廃車・名義の変更の手続をしてください。	○ 廃車の 手続のみ	○	×
必要なもの	問い合わせ先		
※状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	市民税課 本庁舎 2 階 ☎ 04-7168-1612		
	期 限		
	亡くなった後速やかに ※毎年4月1日現在の所有者 (使用者) に課税されます。		

④納税に関する手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が市税を口座振替で納めていた場合、口座振替を停止させていただきます。 口座を変更する場合、お問い合わせください。	×	○	×
必要なもの	問い合わせ先		
※状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	収納課 本庁舎 2 階 ☎ 04-7167-1122		
	期 限		
	亡くなった後速やかに		

MEMO

8. 子どもに関する手続

① 子ども医療費助成制度の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が子ども医療費助成制度を受けていた場合、保護者の変更手続をしてください。なお、支給対象の児童が亡くなった場合、子ども医療費助成受給券は破棄してください。	○	○	×
	問い合わせ先 児童手当・子ども医療費 給付窓口 別館 3 階 ☎ 04-7128-9923		
必要なもの	期 限		
※状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	亡くなった後速やかに		

② 児童手当の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
【故人が児童手当を受給していた場合】 認定請求書の提出、未支給額の請求 ※故人に替わり新しく児童を養育する方が手続をしてください。 【支給対象となっていた児童が亡くなった場合】 手続は不要です。	○	○	×
	問い合わせ先 児童手当・子ども医療費 給付窓口 別館 3 階 ☎ 04-7128-9923		
必要なもの	期 限		
※状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	亡くなった後15日以内		

③ 児童扶養手当の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
【支給対象となっていた児童が亡くなった場合】 資格喪失の届出又は額改定の手続 【故人が児童扶養手当を受給していた場合】 受給者死亡届の提出、未支給額の請求	×	○	×
	問い合わせ先 こども福祉課 別館 3 階 ☎ 04-7167-1595		
必要なもの	期 限		
※状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	亡くなった後14日以内		

④ひとり親家庭等医療費等助成制度の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	○	○	×
故人がひとり親家庭等医療費等助成制度を受けていた場合、喪失届を提出してください。	問い合わせ先		
	こども福祉課 別館 3 階 ☎ 04-7167-1595		
必要なもの	期 限		
※状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	亡くなった後速やかに		

⑤ひとり親家庭への支援

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	×	×	×
生活やお子さまのことなど、ひとり親家庭の様々なお悩みについて母子・父子自立支援員が相談をお受けします。 ひとり親家庭になった場合には、各種手当、助成が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。	問い合わせ先		
	こども福祉課 別館 3 階 手当・助成など ☎ 04-7167-1595 母子・父子自立支援員への相談 ☎ 04-7167-1455		

⑥経済的に困りの家庭への支援

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	○ ※	○ ※	×
ひとり親家庭になった場合など、経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子さまの公立小学校及び中学校にかかる学校給食費・学用品費・入学準備金などの一部を援助しています。 (支給対象は認定要件を満たした方のみ) ※原則お子さまが在籍している市立小中学校に申請書を提出	問い合わせ先		
	学校教育課 沼南庁舎 2 階 ☎ 04-7191-7367		
必要なもの			
状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。			

8. 子どもに関する手続

⑦こどもルーム(学童保育)の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
保護者の変更の届出・口座振替の変更・減免制度の申請・退所届の提出をしてください。 ※故人が利用していた児童本人の場合、死亡届の届出をもって、退所の手続とします。	○	×	×
	問い合わせ先 学童保育課 分庁舎 1-1 階 ☎ 04-7167-1294		
必要なもの	期 限		
ご不明な点がある場合はお問い合わせください。	亡くなった後速やかに		

⑧認可保育園の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
【児童が亡くなった場合】 保育運営課へご連絡ください。 【保護者が亡くなった場合】 保護者・代表者の変更の届出、口座振替の変更	○	×	×
	問い合わせ先 保育運営課 別館 3 階 ☎ 04-7167-1137		
必要なもの	期 限		
※状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	亡くなった後速やかに		

⑨小児慢性特定疾病の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が小児慢性特定疾病の認定を受けていた場合、消滅届を提出してください。	○	×	×
	問い合わせ先 地域保健課 ウェルネス柏 3 階 ☎ 04-7167-1257		
必要なもの	期 限		
☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	亡くなった後速やかに		

9. 暮らしに関する手続

①水道の手続

手続詳細	手続の可否
故人が水道を利用していた場合、使用中止又は名義変更をしてください。	電話でのお手続が可能
必要なもの	問い合わせ先
水道番号がわかればスムーズに手続可能（検針票、領収証書等）	柏市上下水道局料金センター 上下水道局庁舎 1 階 ☎ 04-7166-2191
	期 限
	亡くなった後速やかに

②下水道の手続

手続詳細	手続の可否		
故人が井戸水を使用している世帯で、下水道に接続していた場合、使用中止又は使用者及び使用人数の変更をしてください。	郵送	沼南支所	出張所
	○ ただし、 要事前連絡	×	×
必要なもの	問い合わせ先		
無し	柏市上下水道局料金センター 井戸・専用水道ダイヤル ☎ 04-7168-1820		
	期 限		
	亡くなった後速やかに		

③し尿処理の手続

手続詳細	手続の可否		
故人がし尿処理（くみ取り）を申し込んでいた場合、使用中止又は名義変更をしてください。	郵送	沼南支所	出張所
	○	○	○
必要なもの	問い合わせ先		
通知書番号がわかればスムーズに手続可能（手数料の領収書等）	環境サービス課 本庁舎 4 階 ☎ 04-7167-1139		
	期 限		
	亡くなった後速やかに		

9. 暮らしに関する手続

④浄化槽(し尿処理等)の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	○	×	×
故人が浄化槽(し尿処理等)を利用していた場合、使用休止又は管理者変更をしてください。	問い合わせ先		
	環境政策課 本庁舎 4 階 ☎ 04-7167-1695		
必要なもの	期 限		
無し	亡くなった日から30日以内		

⑤パスポートの手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	×	×	×
故人が有効期限が残っているパスポートを有していた場合、パスポートの失効手続をしてください。 必要なもの ☐ 亡くなった方のパスポート ☐ 下記の書類のいずれか ・本人が死亡したことがわかる戸籍謄本 (もしくは戸籍抄本、除籍謄本・除籍抄本) ・死亡診断書の写し ☐ 提出者の本人確認書類	問い合わせ先		
	パスポートセンター 柏マルイ 7 階 ☎ 04-7167-9001 ※令和 7 年 2 月 26 日(水) (予定)に柏マルイ 7 階から 柏高島屋ステーション モール新館 12 階へ移転し ます。移転後の電話番号 は、決定次第柏市のホー ムページに掲載します。		
	期 限		
	亡くなった後速やかに		

⑥被爆者健康手帳に関する手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が被爆者健康手帳を有していた場合、被爆者健康手帳の返却・葬祭費の申請をしてください。	○	×	×
必要なもの	問い合わせ先		
【被爆者健康手帳の返却】 ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 手当証書（受給者のみ） ☐ 死亡診断書の写し 【葬祭費の申請】 ☐ 死亡診断書の写し ☐ 葬儀費用の領収書の写し（申請者及び被爆者の氏名が明記されたもの）又は会葬礼状の原本（申請者が喪主の場合） ☐ 申請者（施主又は喪主）名義の口座情報	福祉政策課 別館 2 階 ☎ 04-7167-1131		
	期 限 【被爆者健康手帳の返却】 亡くなった日から 14 日以内 【葬祭費の申請】 亡くなった日から 5 年以内		

⑦特定医療費（指定難病）の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が指定難病の医療費助成を受けていた場合、消滅届の提出をしてください。	○	×	×
必要なもの	問い合わせ先		
☐ 特定医療費（指定難病）受給者証 ☐ 消滅届（柏市のホームページからダウンロード可）	保健予防課 ウェルネス柏 3 階 ☎ 04-7128-8121		
	期 限 亡くなった後速やかに		

9. 暮らしに関する手続

⑧市営住宅の手続

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が市営住宅に入居していた場合、必要に応じて次の手続をしてください。 ・市営住宅明渡し手続 ・市営住宅承継入居承認手続 ・市営住宅同居者異動の申出	○	×	×
	問い合わせ先 柏市営住宅管理事務所（指定管理者：（株）東急コミュニティー） 柏市旭町 1-12-2 エレル柏ビル 402 号室 ☎ 04-7136-7245		
必要なもの	期 限		
※状況により必要なもの・手続が異なります。 事前にお問い合わせください。	亡くなった後速やかに		

⑨駐輪場定期利用の解約

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が市営駐輪場の定期利用をしていた場合、駐輪場定期利用の解約をしてください。	×	×	×
	問い合わせ先 自転車対策室 分庁舎 1-1 階 ☎ 04-7167-1304		
必要なもの	期 限		
①北柏駅北口、豊四季駅、新柏駅、増尾駅、逆井駅、高柳駅、大津ヶ丘、中ノ橋の各駐輪場 ☐ 駐輪場定期利用許可証兼利用票（ステッカー） ☐ 身分証明書（免許証、保険証等） ☐ 返金先の口座情報（届出用紙に記入するため） ②その他駐輪場 下記駐輪場は指定管理者駐輪場のため詳細は各社にお問い合わせください。なお、自転車対策室では解約できません。 ・柏駅市営駐輪場 芝園開発株式会社 ☎ 0120-021-005 ・北柏駅南口市営駐輪場・南柏駅東口市営駐輪場 NCD 株式会社 ☎ 0120-3566-21	駐輪場の定期利用を解約した翌月から3月末までの月割り分の使用料が返金されるため、お早めにお手続きください。 ※3月に手続きした場合は返金はありません。		

⑩ 森林所有の届出

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	×	×	×
	問い合わせ先		
	農政課 別館 4 階 ☎ 04-7167-1143		
必要なもの	期 限		
☐ 森林の所有者届出書 ☐ 相続した森林の登記事項証明書など、権利を取得したことが分かる書類（写） ☐ 相続した森林の位置図	相続開始の日から90日以内		

MEMO

9. 暮らしに関する手続

⑪ 農地所有の届出

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	○	×	×
故人が農地を所有していた場合は、農地所有の届出をしてください。	問い合わせ先		
	農業委員会事務局 別館 4 階 ☎ 04-7167-1549		
必要なもの	期 限		
☐ 相続された農地の登記簿謄本	相続登記完了後速やかに、 おおむね 10 か月以内の期間		

⑫ 各種免許証の返還 (医療従事者)

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
	×	×	×
故人が各種免許証を有していた場合、免許証を返還してください。 【対象の免許証】 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、准看護師、薬剤師、登録販売者	問い合わせ先		
	総務企画課 ウェルネス柏 3 階 ☎ 04-7167-1255		
必要なもの	期 限		
☐ 各資格免許証 ☐ 亡くなったことを証する書類 (死亡診断書の写し又は戸籍謄 (抄) 本等) (発行の日から 6 か月以内のもの)	亡くなった後30日以内		

⑬ 犬の登録事項 (所有者情報) の変更

手続詳細	手続の可否		
	郵送	沼南支所	出張所
故人が犬を飼育していた場合、犬の所有者を変更してください。 (鑑札が交付されている犬が対象) マイクロチップにより犬の登録を行っている場合は、環境省の登録機関にて犬の所有者を変更してください。別途市での手続は不要です。詳細は動物愛護ふれあいセンターにお問い合わせください。 ※郵送手続は動物愛護ふれあいセンターのみ受付。	○※	○	×
	問い合わせ先 動物愛護ふれあいセンター 柏市風早二丁目4番地3 ☎ 04-7190-2828 生活衛生課 ウェルネス柏3階 ☎ 04-7161-6523 沼南支所 沼南庁舎1階 ☎ 04-7191-7392		
必要なもの	期 限		
無し	犬を相続してから30日以内		

MEMO

空家を相続される方へ

被相続人が所有していた建物や土地は、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと売買などの契約ができないため、すみやかに登記手続きを行いましょう。また、建物は、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだりした場合、損害賠償を問われる可能性がありますので、定期的に風通しや補修するなどの管理をお願いします。空家に関する税制特例として、お亡くなりになって空家となったお住まいを相続し、その空家又は空家取壊し後の土地を譲渡した場合に、譲渡所得から特別控除を受けられる制度があります。さらに、柏市には、空家所有者と不動産関係の専門家との橋渡しを行う「空家相談員制度」がありますので、お気軽に住宅政策課までご相談ください。

相続登記に関すること	●千葉司法書士会 ☎ 043-246-2666
不動産売買に関すること	●(一社)千葉県宅地建物取引業協会東葛支部 ☎ 04-7138-5611 ●(公社)全日本不動産協会千葉県本部 ☎ 043-202-7511
建築に関すること	●(一社)千葉県建築士会柏・我孫子支部 ☎ 04-7144-6681 ●(公社)千葉県建築士事務所協会東葛支部 【建築相談室】※お問い合わせはEメール又はFAXで受付 FAX: 043-225-2066 E-mail: jm@chiba-jk.or.jp
税金(譲渡所得)に関すること	●お住まいの地域を所管する税務署
その他空家に関すること	●柏市住宅政策課 ☎ 04-7167-1147

遺品整理をされる方へ

遺品整理などによって家庭ごみが出た場合は、次のいずれかの方法により、処理をお願いします。

- 柏市一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託
柏市の一般廃棄物処理業許可業者は、柏市のホームページ又はごみ出しカレンダーの裏面をご覧ください。
- ご遺族の方が分別し、直接、次の各クリーンセンターに搬入
持込みの際は、必ず各クリーンセンターに事前にご連絡ください。
- 集積所に少しずつ出す
集積所に出すときは、他の利用者の迷惑にならないよう何度かに分けてお出しく下さい。

	クリーンセンター名	所在地	電話番号
旧柏地域	北部クリーンセンター	柏市船戸山高野 538	☎ 7131-7900
	南部クリーンセンター	柏市南増尾 56-2	☎ 7170-7080
旧沼南地域	クリーンセンターしらさぎ	柏市藤ヶ谷 1582	☎ 7193-5389

身近な方を自死(自殺)で亡くされた方へ(わかちあいの会)

大切な人との別れ、悲しみの気持ちを安心して語り合える、聴いてもらえる。
何も話さずその場にいるだけでもあなたの悲しみ、怒りをわかちあえる場所がここにあります。

開催日時	奇数月の第2日曜日 13:30 から	問い合わせ先	千葉いのちの電話 ☎ 043-222-4416
場所	アミューゼ柏 会議室		

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局(登記所)提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局(登記所)へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局(登記所)から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

市役所以外での主な手続一覧

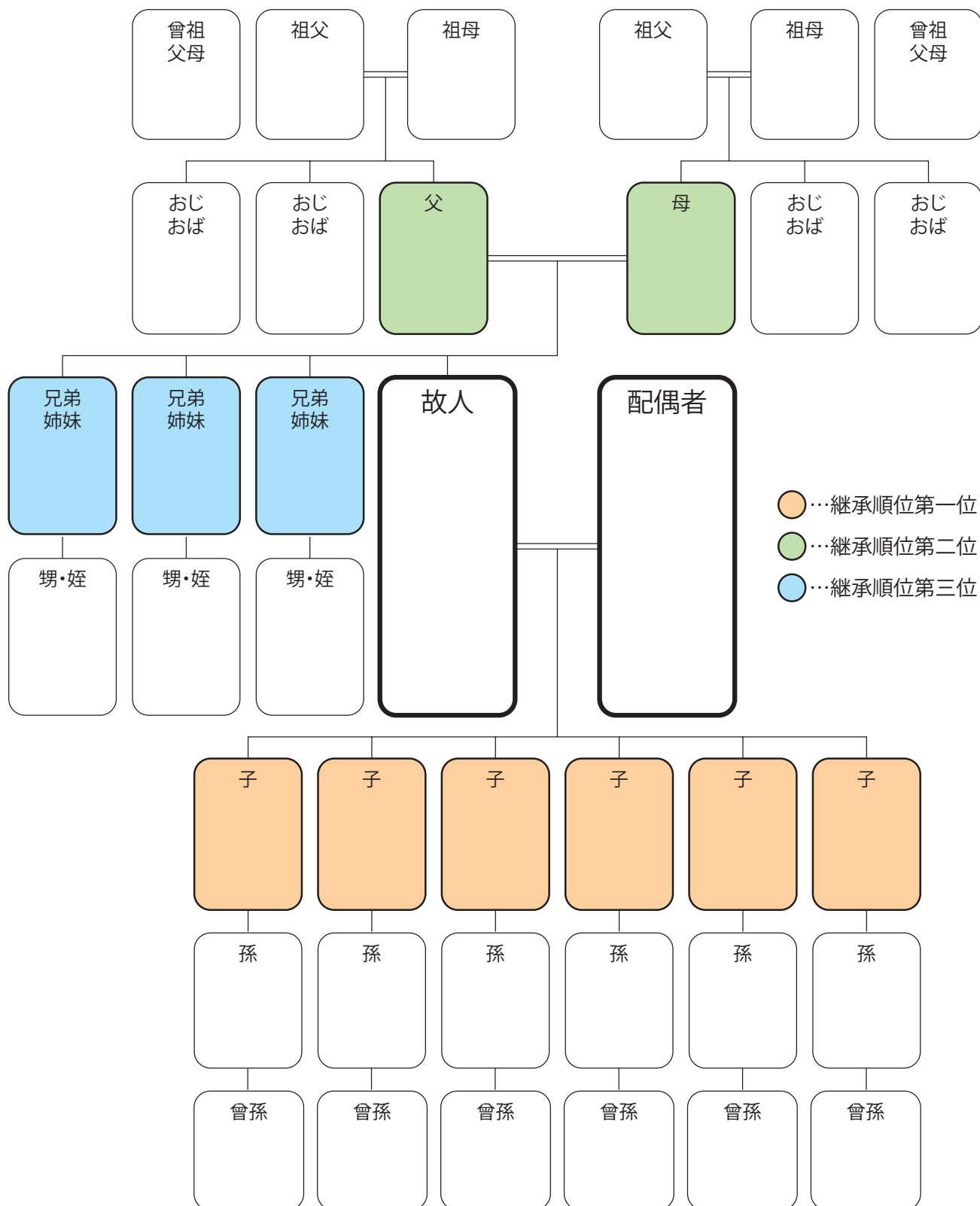
該当事項	主な手続	問い合わせ先など
遺言書	遺言書の検認・開封 相続の放棄等	千葉家庭裁判所松戸支部 松戸市岩瀬無番地 ☎ 047-313-9737
相続放棄 又は限定承認	相続放棄 又は限定承認の申述	
国税	相続税手続 申告手続	柏税務署 柏市あけぼの2-1-30 ☎ 04-7146-2321 <自動音声ガイダンス>
運転免許	返納	柏警察署 柏市松ヶ崎722-1 ☎ 04-7148-0110 流山運転免許センター 流山市前ヶ崎217番地 ☎ 04-7147-2000
自動車	税金に関する手続	柏県税事務所 柏市あけぼの2-1-5 ☎ 04-7147-1231
	名義変更・廃車等	野田自動車検査登録事務所 野田市上三ヶ尾207-22 ☎ 050-5540-2023 <自動音声ガイダンス>
軽自動車	名義変更・廃車等	軽自動車検査協会千葉事務所野田支所 野田市上三ヶ尾207-26 ☎ 050-3816-3117
二輪車(125cc超)	名義変更・廃車等	野田自動車検査登録事務所 野田市上三ヶ尾 207-22 ☎ 050-5540-2023<自動音声ガイダンス>
厚生年金	年金に関する手続 (遺族厚生年金の請求等)	松戸年金事務所 ☎ 047-345-5517 街角の年金相談センター柏 ☎ 04-7160-3111 (予約専用)
共済年金	年金に関する手続 (遺族共済年金の請求等)	各共済組合
農業者年金	亡くなったことの届出	最寄りの農業協同組合
不動産登記	土地・家屋所有者の 移転(相続)登記等	千葉地方法務局柏支局 柏市柏6丁目10番25号 ☎ 04-7167-3309
生命保険等	死亡保険金の請求・入院 給付金の請求等	加入していた生命保険会社又は代理店

該当事項	主な手続	問い合わせ先など
水道料金・ 下水道使用料	引落とし口座の変更	各金融機関等
電気・ガス	名義変更・解約	各契約会社
預金口座等	口座凍結の解除の手続	各金融機関等
株式等	名義変更	各証券会社 等
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所 又は証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話 (NTT 東日本)	契約承継・解約	固定電話から (局番なし) ☎116 携帯電話から ☎ 0120-116-000
固定電話・ (NTT 東日本以外) 携帯電話		各契約会社
インターネット		
NHK 受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
ケーブルテレビ		各契約会社

※問い合わせ先は、亡くなった方の住所地や所有する資産の所在地が柏市の場合のものです。
住所地とお住まいの場所が異なる場合などは、管轄が異なる場合がございますので、あらかじめ上記までお問い合わせください。

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

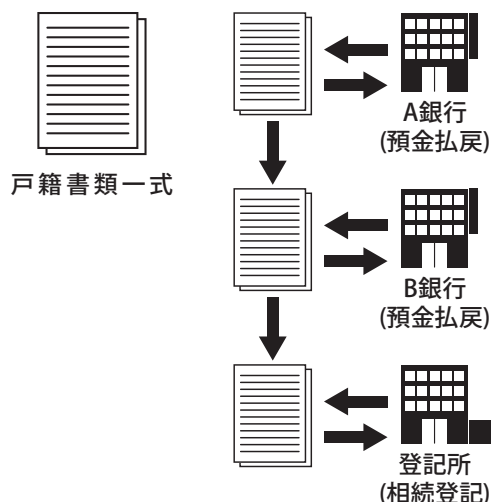
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、
各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

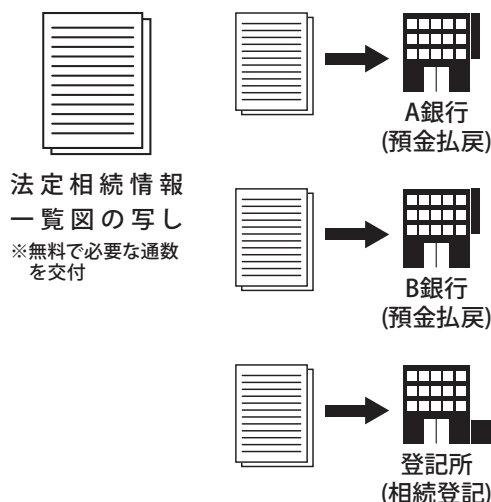
(※1)相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出(法定相続人 又は代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続にお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続は専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、
土地家屋調査士、
税理士、社会保険
労務士、弁理士、
海事代理士、行政
書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続

市役所以外での主な手続

相続について

委任状

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 柏市長

委任者 住所 _____
氏名 _____ 印
生年月日 年 月 日生
電話番号 - -

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 _____
(窓口に来られる人)
氏名 _____
生年月日 年 月 日生

○委任事項

(故人) の死亡に伴う下記の事項に関する権限

☐ 市税に関する証明書の交付申請および受領の権限ならびに
税に関する各種手続の権限

☐ 住民異動届（世帯主の変更等）の届出に関する権限

☐ 住民票の写し等の交付申請および受領の権限

☐ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限（本籍を記入してください。）

[本籍: 番地(番)]

MEMO

MEMO

発 行 柏市
2024 年 10 月作成
編集／制作 株式会社鎌倉新書